弁護士 大関太朗の レターケーション

2023年11月号
Vol. 118

ダイエット対決の結果

１１月２３日に子どもたちによる厳正な？審査が行われました。結果はある程度予想していましたが、やはり妻の勝ちとなりました。

妻は「ヨガをしていても全然痩せない」と愚痴をこぼしていたため油断していましたが、最終週になって急に「２ｋｇ痩せた」と言ってきました。ちょっとずるいと思います。

このままでは終われないので再戦を申入れ、年末に再度対決をすることとなりました。

妻は、その後も「痩せない、痩せない」と言っていますが、この言葉に騙されずに頑張ります。

双方電話会議

裁判期日を電話会議の方法により実施する場合、これまでは片方は出頭しなければなりませんでしたが、ウェブ会議の法改正とともに、双方とも電話会議で済ませることができるようになりました。

ですが、電話会議よりも便利なウェブ会議があるので、なぜ、わざわざ電話会議にするのだろうと疑問に思います。

整理解雇

会社が業績不振に陥った場合、人件費の削減として従業員の解雇を検討することがあります。これが整理解雇です。

業績不振なんだから従業員を解雇するのは仕方のないことだと思うかもしれませんが、どのような整理解雇も無条件に認められるわけではなく、以下の４つの条件を満たす整理解雇のみが認められるという裁判例があります。

・人員整理の必要性
・解雇回避努力を尽くしたか
・人員選定の妥当性
・手続の適正

もちろん、上記条件を満たさなくても、解雇をした従業員が文句を言わなければ問題は顕在化しませんが、整理解雇を検討する際は上記の各要件を意識しておいた方がよいでしょう。

取手駅前法律事務所

弁護士　大関 太朗
〒302-0004 取手市取手 2-10-15　ナガタニビル 5F
TEL 0297-85-3355　FAX 0297-85-3377
URL http://mo-law.net/
営業時間：9:00～18:00（平日）
土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介
大関 太朗

平成 13 年	早稲田大学商学部　卒業
平成 18 年	司法研修所入所
平成 19 年	弁護士登録（登録番号：３５５３８） 東京弁護士会　安藤総合法律事務所　入所
平成 23 年	茨城県弁護士会へ登録換え 眞鍋・大関法律事務所　開設
平成 28 年	取手駅前法律事務所　開設